



流 福 審 第 1 2 号
平成 2 8 年 1 月 2 6 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議会
会長 小島 富美子



流山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例（案）
について（答申）

平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日付け流社第 4 6 3 号で諮問のあった
このことについて、下記のとおり答申します。

記

高齢化社会の進展をふまえ、高齢者に対する各種サービスの
充実が求められる中、敬老祝金についても、現状に応じた見直
しが求められる状況にあると考えます。

諮問内容については、案のとおり見直しを行うことに賛同し
ます。

なお、当審議会の意見は、以下のとおりです。

1 敬老祝金対象者及び家族に対するかかわりについて

敬老祝金の支給にあたっては、単に金銭を支給するにとど
まらず、高齢者に対する敬意と感謝の念を伝えることが重要
であり、高齢者及びその家族にとって祝金の意義を十分に感
じられる方法をとることが必要である。

支給の際には、地区の自治会や民生委員等に協力を依頼し、
高齢者の生活状況や健康状態、家庭の状況等の把握を行うと
ともに、状況に応じて高齢者や家族に対して適切な援助を行
う機会の一つとしていくことが望まれる。

2 福祉サービスの多様化と充実について

今後も高齢化は進行し、流山市においても、介護・医療費
等の大幅な増加が見込まれている。そのことから、健康で
活力ある高齢者を増やしていくために、流山市が高齢者の健

康寿命の伸長を図ることを目標として、生活の質を高めていく施策を充実させていくことが重要になる。

したがって、今回敬老祝金の見直しに伴って、その財源の一部を活用して、すべての高齢者が地域で健康な生活を送るためのサービスへと転換していくという方向性には賛同する。

具体的には、高齢者の活動の場の増設や介護予防事業の充実を図ることなどが挙げられる。また、それらを利用していない高齢者についても、生活実態や地域生活を送るうえでのニーズについて調査・把握して適切な対応を行い、高齢者が生きがいを感じられる社会を実現するよう努めていくことが望まれる。

3 今後の対応について

本条例はその目的として、「高齢者に対し敬老祝金を支給し、長寿を祝福するとともに敬老思想の高揚を図り老人福祉の増進に寄与すること」を挙げており、敬老の趣旨については、今後も尊重すべきと考える。

一方で、当市における高齢化は、今後一層進行することが予想されている。そのことから、高齢者の現状やニーズについて、関係各方面に対して継続的な調査を行い、社会の現状に応じた敬老祝金のあり方についても、今後、引き続き検討していくことが望まれる。